

令和7年度 医師の負担軽減および処遇の改善に資する計画

勤務医の勤務状況等 (2025.4.1現在)

2026.3.17 医師の負担軽減等推進委員会報告

① 病床数	: 251床
② 医師数	: 常勤 43名、非常勤 39名 (病院で定めた医師の勤務時間全てを勤務する者を常勤記載)
③ 勤務時間	: 週平均 46.5時間 (うち残業 6.5時間)
④ 宿日直回数	: 月平均 2回
⑤ 短時間正規雇用の医師数	: 1名
初期臨床研修医数	: 8名

1 医師の負担の軽減および処遇の改善に資する体制

評価方法: 100%を「達成」、80%以上を「ほぼ達成」、80%未満を「未達成」として評価

項目	現状	計画	具体的な取り組み	評価 (実績見込みによる) 令和7年度
ア 医師の負担の軽減および処遇の改善に関する責任者の配置				
責任者の配置	・医師の負担軽減及び処遇の改善に関し、勤務医の勤務状況を把握し、その改善の必要性等について提言するための責任者を配置している (責任者: 診療部長 吉田 徹)	・医師の勤務状況を把握し、負担軽減や処遇の改善のために必要な対応を行う	・多職種からなる役割分担推進のための委員会を開催し、必要な情報を把握・共有する	達成 医師の負担軽減等推進委員会の委員長 (診療部長 吉田 徹) を責任者として委員会を開催し、情報を把握・共有しながら負担軽減を推進した
イ 医師の勤務状況等の把握				
(ア)勤務時間の把握	・勤怠管理システムの勤務時間管理簿で把握 (始業及び終業時刻はICカードで本人が記録し、本人確認後に所属長が確認)	・継続して医師の勤務時間を的確に把握する	・月次締めで本人確認、部門確認を行い、勤怠管理システムの入力不足を防止する	達成 勤怠管理システムを基に、医師の勤務状況をもれなく把握している
(イ)勤務状況の把握	・休暇の申請方法を勤怠管理システムに入力する方法により休暇の取得状況を把握している	・年次有給休暇の取得日数・取得率を的確に把握し、5日以上取得の確認と取得率向上を図る	・システムに入力されたデータを基に、定期的に年次有給休暇の取得日数・取得率を算出して取得促進を図る	達成 定期的に年次有給休暇等の所得状況を把握し、同時に必要な休暇取得を促した
	・育児休業・介護休業の取得率について、随時把握できる体制を整えている	・育児休業・介護休業の取得率を的確に把握する	・休暇簿及び休業申請書を基に、取得率を算出する ・育児休業・介護休業制度の周知を図る	達成 育児・介護休業等の各種休業状況を把握・管理している (該当医師なし)
	・時間外勤務の申請を勤怠管理システムに入力する方法により、時間外の勤務状況を把握している	・勤務医の勤務時間の把握を行い、特定の医師に業務負担が集中していないことを確認する	・システムに入力されたデータに基づき、超過勤務時間を把握する ・超過するよう場合は、改善に向けた対応を行う	達成 システム入力から時間外勤務状況を把握し、衛生委員会で職種別に報告し、院内で情報を共有する仕組みがある。超過勤務医師がいる場合は、必要な関わりを実施している
	・月ごとに日当直回数や重ならない日当直表を作成し、日当直勤務を行っている	・日当直勤務医師の日当直勤務状況を的確に把握する	・日当直表・当直日誌等で日当直勤務実績を把握する	達成 月ごとに日当直回数や重ならない日当直表を作成して診療を行った。勤務実績については勤怠システムの記録でも的確に把握できる
・業務内容や業務量を把握し、特定の医師に業務負担が集中しないよう配慮した勤務体系としている	・医師の勤務形態を的確に把握し、特定の医師に業務負担が集中しないようにする	・委員会や院内ヒアリング等での働き方に関する課題を考慮した勤務の工夫や支援を行う	達成 特定の医師に業務負担が集中していない勤務体系となっていることを勤怠システム記録やヒアリング等を通じて確認している	
ウ 多職種からなる役割分担推進のための委員会または会議				
委員会の設置	・医師、看護師、医療技術職、事務員、医師事務作業補助者を委員とした「医師の負担軽減等推進委員会」を隔月開催し、医師の負担軽減及び処遇改善計画を策定し、取組状況について分析・評価を行っている ・「衛生委員会」を毎月開催し、医師の超過勤務時間、特定の医師に業務負担が集中していないことを確認している	・「医師の負担軽減等推進委員会」では、医師の業務内容について精査し、負担軽減に資する事項を随時確認する ・過重労働とならないよう、時間外勤務状況を確認する	・定期的に委員会を開催し、各職種からの意見をくみ上げて業務負担軽減に取り組む	達成 「医師の負担軽減等推進委員会」を隔月開催し、医師事務作業補助者による医師事務負担軽減状況を報告し、また各職種毎に負担軽減計画を策定して取り組んだ <令和7年度 6回開催> 「衛生委員会」を毎月開催し、医師の超過勤務時間、特定の医師に業務負担が集中していないことを確認した <令和7年度 12回開催>
エ 医師の負担の軽減及び処遇の改善に資する計画策定				
医師の負担の軽減及び処遇に資する計画	・「医師の負担軽減及び処遇に資する計画」を策定し、負担軽減に取り組む、計画項目を評価している	・過年度の計画項目の評価を踏まえ、当該年度の「医師の負担軽減及び処遇の改善に資する計画」を策定する	・令和7年度の計画を実行し、取り組み状況を評価する	達成 前年度の計画項目の評価を踏まえ、令和7年度「医師の負担軽減及び処遇の改善に資する計画」を策定して取り組んだ <本計画>
改善に関する取組事項の公開	・策定した計画をホームページで公開・周知している	・年度毎に本計画の内容と評価を公開する	・令和7年度の計画内容と評価については、責任者会議での報告を通じて職員へ周知する	達成 今年度の計画は、ホームページと電子カルテ掲示板に掲載しており、評価後の計画についても掲載する予定

2 医療従事者の負担の軽減及び処遇の改善に資する計画の具体的な取組内容

項目	現状	計画	具体的な取り組み	評価（実績見込みによる） 令和7年度
ア 医師と医療関係職種、医療関係職種と事務職員等における役割分担				
看護業務 (看護師等)	・患者総合支援センターにおいて、予定入院患者の入院前支援を行っている	・予定入院患者全員の入院前支援を行う	・クリニカルパスを使用した入院中の経過を説明し、入院診療計画書に同意を得る ・患者総合支援センターで、予約枠を設け、計画的な入院前支援を実施する	達成 患者総合支援センターでの入院前説明、同意取得等順調に実施
	・特定行為研修終了者の活躍の場を拡大するように取り組んでいる	・特定行為研修終了者が昨年度より活躍する	特定行為の依頼、医師からの依頼が増える	達成 特定行為ができる看護師がR8.1に承認を得て2名に増えた。うち1名はカンデュレ交換等の処置に25件介入（前年度4件）し、もう1名は皮膚科医師と共に回診時に処置を実施中
薬剤業務 (薬剤師)	・全ての入院患者について、予定入院の場合は入院前に、それ以外は入院時に持参薬を識別し、電子カルテに入力している	・入院前の医薬品の使用状況について医師に適切な情報を伝える	・予定入院の場合は入退院総合支援センターにて患者及び患者家族から情報を聞き取る ・予定外の場合は入院後に病棟にて患者及び患者家族に聞き取る	達成 全ての入院患者に実施できている
	・薬剤師が医薬品の管理を行っている	・医薬品の使用状況と患者の状態を確認し、医師に適切な情報を伝える	・患者の投薬内容と医薬品の重複投与・相互作用等について確認し、適切に医薬品が投与されるようにする	達成 医薬品情報検索システムで重複投与・相互作用・常用量等をチェックし、適切に医薬品が投与されるようにしている
	・調剤薬局等からの処方箋に関する疑義照会による処方修正について、医師の同意のもと実施している	・調剤薬局等からの処方箋に関する疑義照会による処方修正について、医師の同意のもと実施する	・調剤薬局からの処方箋に関する疑義照会は医師に内容を確認し医師の同意のもと薬剤部で修正し調剤薬局へ回答する	達成 全ての疑義照会に対応している
	・添付文書改訂情報、副作用情報等の医薬品情報を集約し、DIニュースとして医師へ配布している	・素早く正確な医薬品情報を提供する	・メーカ、卸、文献等から情報を収集する	達成 全ての情報提供に対応している
	・バンコマイシン等のTDMが必要な薬剤は、医師との合意の元、採血・薬剤処方代行入力している	・バンコマイシン等のTDMが必要な薬剤の初回投与設計から、治療効果、有害作用のモニタリングまでのトータルサポート	・TDM症例の把握と、主治医との連携強化	達成 全症例に対し、TDM実施
	・中止・延期となった抗がん剤レジメンは、カルテからの情報に基づき、新たな投与日にレジメンを移動している	・中止・延期となった抗がん剤レジメンの新規処方代行入力	・主治医と化学療法センタースタッフとの連携強化 ・患者の状態の確認	達成 依頼があった場合は全て実施
	・化学療法施行中の患者の初回薬剤指導と、副作用モニタリング、処方提案を行っている	・化学療法施行中の患者全例の副作用モニタリング、処方提案	・主治医と化学療法センタースタッフとの連携強化 ・患者の状態の確認と投薬内容の把握	達成 初回薬剤指導は全て実施
	・薬剤オーダーに関する効率的なクリニカルパスやセットの作成、後発品切り替え時の薬剤置き換え作業を行っている	・薬剤オーダーに関する効率的なクリニカルパスやセットの作成、後発品切り替え時の薬剤置き換え作業を行う	・クリニカルパスやセットの見直し	達成 薬剤関係は全て薬剤師が実施
	・抗菌薬適正使用支援として、培養結果に基づく抗菌薬の選択支援等の診療支援を行っている	・一部の抗菌薬に留まらず、全ての抗菌薬に対する抗菌薬適正使用を支援する	・業務改革による介入時間の確保	ほぼ達成 特定抗菌薬については全て実施している
	検査業務 (検査技師等)	・心、腹部、乳腺エコーなどの施行(医師から検査技師に移行)	・エコー検査を検査技師のみで施行できる体制とする	・エコー検査が出来る技師の育成
・検査レポート等を迅速に作成している		・臨床検査科内で記載可能な事項について、さらに記載を進める	検査レポートに必要な項目等の検証とコメントの記載	ほぼ達成 迅速にレポート作成を心がけているが、遅延症例あり
・受付開始と共に中央採血室を開放し、外来患者の採血をしている当直者は8時まで入院患者の採血結果		・診察に間に合うように採血結果を出す	・午前の外来患者ピーク時の採血人員の確保	ほぼ達成 看護部からの応援および検査技師数の変動により、採血人員の確保ができないことがある
・研修医・医学生の研修の際に担当医師からの依頼に応じて、エコー検査を指導している		・研修医の研修に協力し、検査と病態について理解を深めてもらう	・分かりやすい作成レポートとなるようテキストをコンスタントに見直す	達成 具体的な取り組みを実施している
・エコー検査の予約枠が埋まっている場合においても、検査オーダーに対応している		検査希望に応えるよう、柔軟に対応する	検査に対応できる技師数を増やす(育成)	達成 検査希望に応じている。技師育成中(あと一歩)

項目	現状	計画	具体的な取り組み	評価（実績見込みによる） 令和7年度
放射線業務 (放射線技師)	・医師からの依頼に応じた診断支援画像を作成している	・医師が求める診断支援画像の提供	・診断支援画像作成装置及びソフトを正確に操作する	ほぼ達成 今のシステムで可能な診断支援画像は作成しているが、医療の進歩により機器の定期的なバージョンアップが望ましい
	・救急患者CT撮影時、医師からの依頼に応じて3D表示や多断面表示を行っている	・必要に応じて3D表示や多断面表示画像を作成する	・画像構築のためのトレーニングを実施	ほぼ達成 新人を含めて全ての技師が作成可能となったが、素早く作成するために日々のトレーニングを継続する
	・希望時間で検査が開始できるようにシフトを工夫している	・医師が希望する時間に検査が行える体制を整える	当日の検査状況を見ながら、スタッフの休憩時間をシフトすることなどで対応する	ほぼ達成 マンパワーが不足している時は検査時間をずらして貰い対応している
	・画像診断報告書の未読既読状況を把握できるシステムにより、適切に医師にアナウンスされている	・未読の画像診断報告書があれば、医療安全管理室と連携して医師に報告書の確認を促す	・適切に情報を把握して行動に繋げる	ほぼ達成 医療安全管理室と連携し、未読をの個々さないように活動している
	・胸部X-Pの撮影時、経鼻経管栄養チューブの挿入確認補助を実施している	・胸部X-P撮影後のチューブ先端位置確認の補助として、新たにチューブ先端が確認しやすい画像を追加する	・対象症例画像の読影検討会と情報共有を図る	ほぼ達成 ほぼ達成している。今後は位置確認が難しい症例に症例の検討会を行いたい
	・放射性医薬品調剤業務（全て診療放射線技師が実施）	・技師間で手順を統一する	・手順統一のため情報を共有する	達成 放射性医薬品調剤業務について、技師間で手順が統一され、情報が共有されている
リハビリ業務 (理学療法士等)	・長期に関わる患者のリハビリ方針や説明は医師が行っており、これをサポートしている	・患者のニーズに応じたりリハビリ方針を医師と共同で策定する	・多職種カンファレンスを実施する	達成 他職種カンファレンスに参加し、患者に応じたりリハビリ方針を策定している
	・保険会社の診断書や身体障害者の申請用紙を作成している	・保険会社の診断書や身体障害者の申請用紙を作成する（該当領域について）	・申請の依頼に応じて実施する（リハビリ評価のみ実施）	達成 取り組みが実施されている
給食業務 (管理栄養士等)	・入院患者の食事オーダーの確認を行い、必要時に食事変更を提案している	・予定入院患者全員の食事オーダーの確認、緊急入院患者については入院後に遅滞なく確認する	・特別食は病名、薬剤を把握して対応する	ほぼ達成 取り組みが実施されている
地域連携業務 (社会福祉士等)	・退院後に介護が必要な患者の生活指導を医師が行い、これを支援している	・退院後に介護が必要な患者の生活状況に合った在宅療養支援や環境整備を行う	・介護保険申請 ・多職種カンファレンスの実施 ・MSW、退院支援看護師による療養先の検討	達成 入院後、多職種カンファレンスを行い、対象者をピックアップし、担当に分けて支援している
	・患者の診療内容等に関する関係機関からの主治医問い合わせ対応	・地域医療連携室及び社会福祉士が関係機関とのやりとりの窓口となり、地域との連携を行う	・関係機関から問い合わせがあれば、患者総合支援センター及び社会福祉士は主治医に確認して状況や指示を伝える	達成 地域の医療機関からの問い合わせに対しては、すぐに主治医に確認・指示を仰ぐなど、時間をかけない対応をしている。
	・地域の医療機関との連携強化	・地域の医療機関との連携において、患者の受入及び逆紹介を行う	・地域連携室を通じて、紹介・逆紹介を推進する	達成 紹介・逆紹介が実施できている
	・かかりつけ医からの紹介状を持参せずに受診した患者や救急受診された患者に関する診療情報の提供依頼を実施	・カルテ記録よりかかりつけ医を確認し、医師に指示を聞き医療機関へ問い合わせる	・指示簿への指示入力や電話での依頼	達成 実施できている
医師事務作業補助業務 (事務職員)	・内科（初診、2診、3～7診） ・リウマチ科・外科・整形外科・産婦人科・脳神経外科・眼科・皮膚科・麻酔科に事務員を配置して医師事務作業補助を行うことで、医師の負担軽減に繋がっている	・外来における医師事務作業補助の対象を拡大する ・各自のスキルアップを図り、複数科の対応ができるようにする	・診療科に応じたマニュアルを整備して対応する ・外来における医師事務作業補助者を確保する	ほぼ達成 ベテラン職員2名が退職した中、業務カバーができるように、外来・入院ともに複数名配置とし、必要な支援が継続して行えるように取り組んだ。次年度より勤務経験3年目となる職員が3名誕生するので、経験年数に恥じないように新たな業務拡大に望んでいきたい
	・初診患者に対するAI問診を実施し、紹介状・お薬手帳と共にテキスト化したデータを電子カルテに取り込んでいる	・AI問診システムの導入により医師の診療やカルテ記載の負担を減らす	・テキスト化したデータを見やすくし、AI問診と電子カルテの連携のスピードと正確性を高める ・家族問診を導入する	ほぼ達成 新たに事前WEB問診の対象診療科を全診療科に拡大し、問診件数の増加とAI問診時間の短縮を図っている。今年度はAI問診に家族問診を導入した
	・退院サマリー作成補助、地域包括ケア病棟及び回復期リハビリテーション病棟での入院診療計画書の作成補助	・退院サマリーを期限内に補完する ・入院診療計画書の早期作成	・マニュアルを整備して対応する	達成 退院サマリーと入院診療計画書の入力は、期限内に完成させており、2月末作成実績で3,062件（前年度比+379件）
	・学会等、関係団体に提供するデータ作成支援業務（外科・泌尿器科・脳神経外科・リハビリテーション科）	・NCD等入力ができる職員を育成する	・複数で対応できるようにマニュアルを整備し、教育する ・業務を拡大する	達成 NCD等入力ができる職員を新たに育成し、NCDとJND登録を行った（2月末登録実績476件 前年度比▲64件）

項目	現状	計画	具体的な取り組み	評価（実績見込みによる） 令和7年度
イ 医師の勤務体制等に係る取組として2項目以上の実施が必要な事項				
勤務計画上、連続当直を行わない勤務体制の実施（①の事項）	・連続勤務とならない勤務計画を作成している	・連続当直を行わない勤務計画であることを確認し、実行する	・確認の取れた勤務計画を実行する（連続当直を行わない勤務体制を維持）	達成 連続当直を行わない勤務計画により、業務を行っている
予定手術前日の当直や夜勤に対する配慮（③の事項）	・予定手術前日の当直を行わない勤務計画としている	・予定手術前日の当直となっていない勤務計画であることを確認し、実行する	・確認の取れた勤務計画を実行する（予定手術前日の当直や夜勤に対する配慮を継続）	達成 予定手術前日の当直を行わない勤務計画により、業務を行っている
当直翌日の業務内容に対する配慮（④の事項）	・当直翌日の業務内容に支障のないような勤務計画としている	・当直翌日の業務内容に配慮した勤務計画を作成する	・確認の取れた勤務計画を実行する（当直翌日は可能な限り定時での終業を促す）	達成 当直翌日の業務内容に支障のない勤務計画により、業務を行っている
育児・介護休業法第23条第1項、同条第3項又は同法第24条の規定による措置を活用した短時間正規雇用医師の活用（⑥の事項）	・規定に基づき、育児短時間勤務制度及び介護休業制度の申請、取得が可能である（現在1名が利用）	・規定に該当する医師や他職員が制度を利用しやすい環境を作る	・規定の概要及び申請手続きについて随時説明を行い、必要時に申請・利用してもらう	達成 育児短時間勤務を利用する医師1名あり（令和8年3月現在）
ウ その他				
病児保育室の設置	・育児中の医師及び職員が働きやすいように、済生会高岡なでしこ保育園（敷地隣接）の病児保育室を優先して利用することができる。	・必要時に利用できるように病児保育受入体制を維持し、更なる利用者の増加に努める。	・職員や地域にむけて病児保育実施の継続的な広報を行い、利用者のニーズに応じていく。	達成 病児保育は延べ385名が利用（令和7年4月～令和8年1月）